看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (新規・8月報告)

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況 (新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の口に「✓」を記入のこと。)

新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日		新規 既 届出 届出		項目名	届出年月日			
		校间 1 改加手	年	月	日			有	年	月	日
		夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注11)	年	月	日			急性期看護補助体制加算 (対1)	年	月	日
		夜間急性期看護補助体制加算 (対1)	年	月	日			夜間看護体制加算 (急性期看護補助体制加算)	年	月	日
		看護職員夜間12対1配置加算 1 ・ 2 (該当するものに○をつけること)	年	月	日			看護職員夜間16対1配置加算 1 ・ 2 (該当するものに〇をつけること)	年	月	日
		看護補助加算 1 ・ 2 ・ 3 (該当するものに○をつけること)	年	月	田			夜間75対1看護補助加算	年	月	П
		夜間看護体制加算 (看護補助加算)	年	月	田			看護補助体制加算 (対1) /看護補助体制充実加算1・2・3 (地域包括医療病棟入院料の注5・注8) (該当するものに○をつけること)	年	月	П
		夜間看護補助体制加算 対 1) (地域包括医療病棟入院料注6)	年	月	田			夜間看護体制加算 (地域包括医療病棟入院料の注7)	年	月	П
		看護職員夜間12対1配置加算 1 · 2 (地域包括医療病棟入院料の注9) (該当するものに〇をつけること)	年	月	田			看護職員夜間16対1配置加算 1 · 2 (地域包括医療病棟入院料の注9) (該当するものに〇をつけること)	年	月	П
		看護補助加算/看護補助体制充実加算 (小児入院医療管理料注9・注10)	年	月	田			看護職員配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注3)	年	月	日
		看護補助者配置加算 /看護補助体制充実加算 1・2・3 (地域包括ケア病棟入院料の注4・5) (該当するものに〇をつけること)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注8)	年	月	日
		看護職員夜間配置加算 (精神科救急急性期医療入院料の注5)	年	月	日			看護職員夜間配置加算 (精神科救急・合併症入院料の注5)	年	月	日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項 (□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

П						
OT.						
氏名: 職種:						
イ 看護職員の勤務状況の把握等						
平均週 時間 (うち、時間外労働)	<u>時間</u>)					
□ 勤務後の暦日の休日の確保 □ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保						
					□ 16時間未満となる夜勤時間の設定	
□ その他						
(具体的に:)					
□ 夜勤後の暦日の休日の確保						
□ その他						
(具体的に:)					
開催頻度:						
参加人数:平均 <u>人/回</u>						
参加職種()					
□ 計画策定						
□ 職員に対する計画の周知						
□ 医療機関内に掲示する等の方法で公開						
(具体的な公開方法:)					
	平均週 <u>時間</u> (うち、時間外労働] □勤務後の暦日の休日の確保 □仮眠2時間を含む休憩時間の確保 □16時間未満となる夜勤時間の設定 □その他 (具体的に: □夜勤後の暦日の休日の確保 □その他 (具体的に: 開催頻度: <u>回/年</u> 参加人数:平均 <u>人</u> 回参加職種(□計画策定 □職員に対する計画の周知 □医療機関内に掲示する等の方法で公開					

マ	業務量の調整	П 🖽	間外労働が発生	生し ナンロン トスナンキ	紫茲県の調敷				
	未務里の調金 看護職員と他職種との業務分担					- 作業族注十 言語	酷骨十 /		
1 有破職員<心職性<の未務が担			□ 薬剤師□ リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)□ 臨床検査技師□ 臨床工学技士						
			の他(職種)				
ウ	看護補助者の配置	口主	として事務的業	務を行う看護衫	輔助者の配置				
			護補助者の夜						
	短時間正規雇用の看護職員の活用		時間正規雇用(5用				
_	多様な勤務形態の導入 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する		様な勤務形態の 内保育所		間保育の実施				
	妊娠・丁月で中、月後中の有接職員に対する 配慮		内体自別 勤の減免制度	□ 12	即体目の天心				
			日勤務の制限	制度					
		口半	日•時間単位休	暇制度					
			定労働時間の領						
+	夜勤負担の軽減		部署等への配置 勤従事者の増						
+	投動負担の軽減		動促争有の項頭 の夜勤回数の₋	-					
夜間	における看護業務の負担軽減に資する業務管								
	適合する場合「✓」を記入すること。)	_ ,,							
1	交代制勤務の種別 (□3交代、□変則3交付	弋、 □2交代、	□変則2交代	じ)					
2	夜間における看護業務の負担軽減に資する業				== =#1.4.51		In) 1) 1: 5		
		1)夜間看護 体制加算	2)夜間看護 体制加算(急	3)看護職員 夜間配置加	4)看護補助 加算	5)看護職員夜間配 置加算	6) 1)から 5)のいずれ		
		(障害者施設	性期看護補	算	(夜間看護体	(精神科救急急性期	かの加算を算		
		等入院基本料 の注10)	助体制加算/ 地域包括医	(12対1配置1・ 16対1配置1)	制加算)	医療入院料の注5/ 精神科救急・合併症	定する病棟以 外		
			療病棟入院			入院料の注5)			
			料注7)						
ア	11時間以上の勤務間隔の確保								
	正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3								
	ተ ወ <i>み</i>)								
ウ	夜勤の連続回数が2連続(2回)まで								
ェ	暦日の休日の確保								
	早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫								
	夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整す ノステムの構築								
0 -		(🗆)	(🗆)	()	(🗆)	((🗆)		
	(ア)過去1年間のシステムの運用	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)		
	(イ)部署間における業務標準化	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)	(🗆)		
	ー 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上								
	世話								
ク 看護補助者の夜間配置									
	みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5 以上								
⊐	夜間院内保育所の設置								
サ	ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減								
	該当項目数	()	()	()	()	()			
	(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上	1		

〔記載上の注意〕

- 1 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。 2 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「ノ」を記入すること。
- 3 2(3)②クは、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出ている場合、 □に「✓」を記入すること。

- 勤務体制の活用実績が分かる書類
- ・力については、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類

- ・ク及びケについては、様式9 ・コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料 ・サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員(1)、2)又は4))又は看護職員(3)又は5))の業務負担軽減に資するかどうか評価を 行っていることが分かる書類

- 5 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注10)、看護職員夜間12対1配置加算1、看護職員夜間16対1配置加算1又は看護職員夜間配置加算(精神科救急急性期医療入院料の注5又は精神科救急・合併症入院料の注5に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても、変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。
- 6 2(3)②の6)は、1)から5)のいずれの加算も届け出ていない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況について、□に 「✓」を記入すること。
- 7 各加算の変更の届出にあたり、直近8月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。 ただし、2(3)②の夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等1)~5)を届け出る場合を除く。 8 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。